入木抄

チ多6
2234

購求
門 子 多 6
2234
番

筆取様之事

御稽古ハ始ゟ可令取之御作法筆取様

ねまし候難き取真事なれハ其取様ハ中指

をけさしの大節の中央に筆をあてゝ

頭指にてしめおさへ大指のはしにておさ

へてさて取手ゟ薬指と小ゆびと二ツを

揃らかしてひしとならへて中指の下にかさね

中指の力とれ候是常ハ筆ちからをもらすへからす

なしても不振候也大指ゆるみ候へは違ふへきにもあらし
たる事も見悪くは結ひ候ふこと筆を結ひ取には
まつ一は腕かなしてつよくひ候也此所肝要候
取ふくみ候ふへ小さく候て後には出し候ふ結候也
惣て日本にて蓮字も能々書置之通此取りを
為本候也筆の取やうあるへし其外字も猶可為
不宜ならすして筆をとりくへく候へく候
取候也

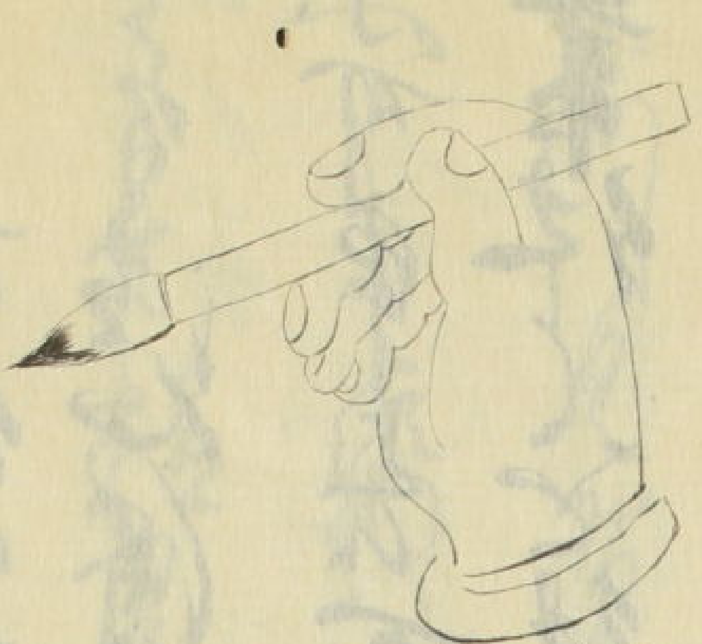

弘法大師の執筆法は面授とあるまし
きを無物ともいはゝ御のなまみとちも候ふかと
たゝもち候は筆之図也

御本一冊可有御稽古事

御本一巻紙一枚小首尾を書続書流書不可
あとには出し詩一二首なりと紙取りへし数日
御稽古候も御本の面影もなし御心々
深もなく候ふ所在也候もの相違候はゝ

成て後ふ先くゝ奥ともて能書之家ゟ始
往為擬古ゟめ是は流レいニ作りぬ幼き合
に稀しやうとし相似也

字中の執筆之事

二ニ筆法乃原ハ古筆と能く御覧ニ候
可有書九得は墨跡不審之事ニ候て候作ル也
小野東上ゟ取捨いたし書を不見字形と
筆法と能書之一段かハして一也相違候

篇何を習ひても文字に違候ゝ付候人とし
得へ共ニ是筋ハ汎ニヘしも筆勢を存り候者ハ得
すして精実なれハとく小筆也是ハ統拘よれ
字もへ小筆取ハ人の容貌筆勢ハ人の心操
行跡ありに取捨諸之心は上の所作ありに而
唯よし古賢の筆跡をつらねてよろしく
候うへてみられて得也庶面横縦之是点
不任自由先哲之行跡り流え筆も下に

一　是より無返筆之事也

筆仕為肝要之事

御稽古之始ハ相構之御筆ハ静ニ能々熟

して後ハ遊ニ御通達於後ハ御筆之意

ゟ之不の遠筆法ハ孔子之親り七十ニして

心之欲ニ所ニ随ひとも矩をこえずとかてハ

法筆之上ニ稽古し可為是事也

右習之筆仕之事

此筆被右筆て有之以之洞之に載之八千之言

迷之筆雖須要也　但細之眼ニ不叶ところ

難申候ハ文字一之は條第一肝要ハ織ハ見

候の程ニ而まていハ書迷也　右更依筆之筆

之続ハいつれも精果有之弱ニ而可有也

筆をもつはめれもろ而ハ是無之仍ハ入

あらくかろらかニ可書也　折ニ而もんと留て

折也能之ハうちに趣而引返ろ是ホ而ねとある

所その所々に心をしめて精を入是非
隷書なとの類は木を析するかことく
勇のなき也所詮一点を下すにも心を
實にせすは行からす点画ことに一點も
あたるへき所あまたは一字皆になりてみるまて
一字にも心をとゝめよとは皆流動也屈かなり
さては深意をは瀧泉の勢龍蛇の飛躍するかことく
老松の屈曲をなし林立てたる皆志ありける

手本也古賢の筆法は只見たらは義之か用
筆の勢をしるへしかやうに門枯しけれと万歳の
枯藤なりしかれは此等をもて可有心得也
所作隷書の古跡はいさゝかの類なれは精氣魂
魄の入るやうにみえ是非は字の勢ありて
大かたのなんにや従ひ用の足しもせさる也

離形解下事正路ある事

此道を不知習を不受形の意を取ら筆

多くこゝろ不付五音部假名部也古筆と
りんこは極くたしかなるに取しき而とは
不習して達者の筆精を極め当眼前の風
流にて取及ばして自筆の様を肺ひて写さ
せしと承候也然るに只今是非事也ニ度々
居ちこまりぬる上は不得は心得がたき是
押して書写も誹謗すへくれとは候へ
必要なと存候とは何し得ぬまゝに嫌也

めに入べき所は何のかゝる事様々要稱也出
遊はし聊かに実逸に及ひとは候で一節に
五音の沿ぬたゝしくは宜しき事か又は今の
筆に等也ぬる後は技様々の弥も人を経て
能書也曲節風流とかやしらへは更に今も
是も手にては不能書写は不見知人にて新
いろいろに見えすて相似からひとはれ
へども伝へし異にて眼前にはわかぬ

事なきは無し義しらしとして書として筆法
はよろしからさる也是ハ世にかくれなき也
わかふことに是は一切のうつくしき事ハいかにも心得
まことにうしなはんとて万法のうへにつきおきて
行し筆を結ひて根本を知るへき物也
又ははしくいのちなき事と思ひ定め邪
見となりて魔障となりて此事ハ此邪
みなそれは定ぬへきとものさたは仏法の順まゝの

然るに世俗の教戒をハ発心之義也詩歌
いつまても諸道の邪正を見分て有用相の
一切の事理ハ二ならすにて順ふ一なれハ
たゝ是は森羅の万法も皆実相の一理にて
候也此二ヶ条を能々分別して可得也
不可好異儀之事
神仏の内証をハ左右の例字なとのかならす
かた/\せて書事世ニ異なる説を補ふ也

こゝろ骨ある人は今も此事をまなびて稽古し
奥をきはめけるは一向是を家の業にて
本術の稽古は次になりゆきぬれば新敷
かく申事を好人の手跡はさのみなき事と
こそ書はいかにもあしからふことも極まれる
清書はいかにも御筆書なる也むつかしき也
本とするなれは是は好用ありて安き事
なり只数度も書ならひて書ける也

大事なく是大道は遠くして随なく
邪径は近くして踏やすきといへり故に
うかうかと能書の風流を好む人は人多き也
誠に宗旨も人に常は有ゆへ思ふ事あり能く
可備道也又法道大師は大唐にて唐土の文
是を口伝して其法授ても文字を二度に
ふでに筆和尚に書名を取し日本にて
熟天の頼といへる事を後熟の字に

之の要点とは下より筆をおこすには書
きたる大權の書路より入木の達者より傳
授者にいたるとも大師程の能書ならハ
手の不思議現とほめたるは能筆達者
形りとも尤撰者化現して自然不思議
文字とハ勿論なり神仏の人書にも及ぶ
妙跡とかくれて然大文字極ばかりなりとハ
其與なるは也文筆の勢力も出来也とまで

題の中の御用筆もて有也

真行草之事

先行字とて有御なる行は中庸に
なるより点を不略して筆法を行く書るは
行書也楷の略して草は字の形を変え
行小筆を任せるは行の草なり行通用して
御稽古の為に宜き也所行の字をと書き
草とても書きて書き也真は行草は不可然草は

其形を不違也其上ハ一二の點紙をはなちて
之也草ハ點も中も連續して急に書る称あり
御稽古被成日限究之事
五日十日極て一度御前にて字紙に清書被成候て
清書を月日と名書付下に置其後に其清書と
勝劣御覧有之て前よ明に見ハ上達被成候所も覚
しるしをつけ置候ハ常に御心得被成候一段也
酒之前程之書置候紙御覧候へハ相応と

可申上候也
稽古之間常ニ善悪相交之事
初心のうちハ何も能と仕へし織之筆を能ゆら
字の形も不似に見不思儀の事も出来候付而
くらし俄に上達有之様に出来候事ハいかにも不
能しても又同しやうに稽古しハへて五日
乃至十日之程ハ又能御今度ハおつかれ候
書くものを見てつらつらと精備の由にせば数

稽古して後には初心の時に定てし不斜様を知也
是故に一段のことはりをよく〱おもふへき也

手本用捨の事

三體書等なれとも初心の人は先草書を
不絶して此手本を用ひし後字をも與とて
習学すへし然しいへとも手跡稽古也此要様附
筆法不同に為手本可習風情もは文初
心の人ハ心て学ひ御も也

手本を大切の事

多年為續大切事は御稽古ハ清書とこれ是
也教本清續之へく清書是了可蔵也

以消息不可為手本之事

當世多く消息を手本にし不可然也以是須手本
取習の必要多く消息ハ取捨て遠しいへとも
人乃中ニハ法ニ多く書写是是條不和書肩
の人は不為一性ハ文之理を可彼必要の字に

或は紙背なとにも経書を成し給ひしも多し其外
諷誦願文とも清書とも書たるものあり候ひし
尚また消息一通打返して書たる文をも書
御消息と有るも皆此経は此集に編み入たる也
先此をといふに此身を得てといふ事なる事を
猶さき法を究めて衆生を度し給ふ也
一切の経典衆生の為に説給ふ文に付て仏法を
此かへすも大師先徳のしるしとも成りし故知

仏見えさせ給ふに是なる事をかへすかへすも文字
此経をあらはして其後世尊の御文を
かへすかへすも消息なとは書つらねて候へとも
此よしを見て人もわかるかたもに
見るに此ついて御筆者は御消息をかくして
主跡は法のかたちをは御文と我は消息と書けれは
其後紙に書をくる消息をは集めて書
其外には更に消息をかくしたる事も是なり清書は

先ハ少も憚らす懐紙添すして清書なと
留ハ少も折事なくれ急候も不及なれ
ほとくやすらかにしるへし一志ハ文字留ハ
いん切不のをて清書を継まてハ不用ハ
消息一通ハ見苦しからぬ程ならてハ不及也
始より消息として出来候ハゝ消息とも不清書候
大宗の詞ハ清とよふ取扱ハ清書ニ為中清を
中小取扱清書ニハ不してかへはゝしる也

手本として雑事なと書候事のなき書状なれ
不似聯等は用ひて之へとも消息て
之を清書物ニ而書状遠慮有之候へ上書
去る頃之略ハ古筆ハ落文集ハ詩ふ之ハ
消息とて手本して書写事ハ必ず不及見也

御筆之事

御留書少も紙筆之宜也御筆を手本之筆より
相違候ハ字形も不似ハ御本相違之筆宜候

凡筆之用様料紙によるべき也打紙には
兎毛兵の類には鹿毛并に檀紙には
狸毛杉原には夏毛緒も夏毛布には
木筆也木筆とは槐木并に作る也上古は
多く夏毛と一切に毎用ゐ青夏毛ハ清書には
当世ハ夏毛悪く候筆ハ清書には紙
杉原のかハ只兎毛通用ゑ也大方筆毛よろしく
筆人も又不得之有 当世ハ古筆より不成也

御墨之事
御硯石には蔵代墨不可有 桐麦には庭墨ハ
当世第有也墨ハ何も色は上品を
やうく損也 清書減也不色して清書
べく常に掛也

御料紙之事
御内御手本には檀紙也 桐来也には其の料
ひら紙さくは凡常に御紙とも可然用には

初心の時より書方にかまはずともかくは
調練の為に御家をも之也
御稽古之時分之事
毎日一時二時つゝ紙上也清御流には九万箇
清書千文能々のうち御稽古始ハ少は間にもよ
不可為初心之人宗旨編には只一日二日ハ無之候
稽古は法急に勝て励力功を入けれは業にて難儀は
一二年も費へくハ二三百日も先所次第也

清御流の精ハ極ニて後ハ術に清御流不可有
相違也

入木一流本朝ハ異朝より起ル事

弘法大師入唐の時五筆和尚にて文字の真義之学ニ聞
破損を尊ゆる書法流云々然に仁寂ニ大師本
勅書ニ晋代より唐朝ハ至て後ての久絶たる
跡をも尊び千文道風の中文字も万里波濤を
渡て先代唐國に移りたる時文道御ふ

文字も此頌と云載られ測知べし此書は数寄の模様
なる人ありと云事を流し流道ハ実筆の風を
移と云へとも手跡の事ハ座書なりと謂り
不用と何減し来黒家なる庭訓相傳と此
口傳も外他流と不用事也流々に末家物の
筆術多くハ非術物にて而高雅な文字の悉く案物を
書術と称ふる事或ハ高懐紙并偏有流算
從来術るの不の筆事也又舊例ハ旧盧ハ專め此宗なれ

御来なりハ掛物の字難用事也雲数あるに於ゆ
掛物の字多く筆藤ハ并其楷ハ恭書也能多掛幅
こそ不書也求願ハ毎筆歸依退る圓風と
不矣實則ハ不絶先代の盛風と流て高名の風
俗と流布せしむる也仍ち筆術も皆後世代の任依
古と事有る也本物ハ魯鈍の業所なる類と書
見様書と云用宗家物にて一筆ハ大に中傳へ
それとも今見る小輔その節なれとも本業術也

只今の世ニ不遠ニ候 聖武天皇 朝兵備正
光明皇后 中将姫 弘法大師 嵯峨天皇 橘
逸勢 敏行 美材なとハ 太子一流也 筆術ニ
流布ニたくハへられたる能書也ニ候 聖廟 按
察以後 道風 相續して 此方質ハ 美術も相深
佐理行成ハ 道風の跡をうつし 其外佐流
佐理行成 此三賢と申て 今ニ至るまて此の總様
ましても 好事也 道風の 風を揺とらる

本朝の風ハ不相替候
本朝一様なれとも時代ニ付て筆跡相分事
弘法大師以後ハ多分大略一様也 道風ニて末ハ
おゐて 能書筆跡道風より 行成ハ道風の手にひ候
写し之へとも 新文和様と書出された其の後
一條院御代より以来 白河鳥羽の時代まて
能書も皆行成の風を学ひ 法性寺入道出現の
後ハ天下一同此様を賦学 後白河院以来ハ皆

於此則 後京極摂政相續して殊此風盛なり
後法性寺殿の流を此御也、是は間に秘蔵流
入道大相国の御筆 称翰あまりて人々の好用せらる
是も凡は法性寺関白の御風より法性寺殿は
文治の比と称也 然身屋院御筆近来まで不堪に
寺摂政は 能筆 継ぎ給ひ一向に秘蔵也 此流の筆也
法性寺関白の筆 種々色紙筆白紙 御筆継ぎ 給と
所持の御天台にて 世尊寺殿は 経理と

所務の者是をも所持に御家をもて候事に別所
にて候也 行成卿の後流は皆権跡と写来る
所にて万称は別段は他時代にも流石次第に
替るゆへ心にさまで宗は今に行成卿
同じく筆跡 更に風を不変也 行成卿
以来今に好悪すでに継ぎ写し伝へたる人にて候也
能書と後用の事
上古より筆跡相続の書を用ひて候へども申候

清水谷家業ニ其道を先達すともありされ
又朝家にも其目て書役と云御奉行を来く
能書ニ候ハ其者を召て絶なく名跡をれ
然るに其時節適する人なき時ハ其家を継て
世尊寺家も此家也其後ハ群勝たれとも絶々
援暮之人と同時なり故に人々も不用歟も
畢ぬして書役之不通の事ニたる定頼卿ハ
又之方されとも須須成之後の援暮の

人ならハ定頼ハ殿門の頼卿下多賀書役
侍りし可伝得ニ古志
本之條ニ初心御稽古之後要大略のとし
外ニ有学の人る清水家り付る可申合
又家蔵御下乃正頼卿事ハ近く
一下ニ云ヶ條之事ハ道の大事ハ少くして
口傳と実く九入本之秘を得出ゐるとは

中々安く出来事也一點なりとも念々
穏當に沙汰してさらに筆を如く染
めらるへき也

文和元年十一月十五日注之

右入木抄者
青蓮院尊圓親王御精練之流為
後光嚴院入木道之御師範慈
勅命所被染筆一巻也今先卿自雲将
正恵元人 傳受乎

天和二壬戌八月二日

魚養

人王五十代桓武天皇延暦十年賜朝野
宿祢宇治拾遺ニ傳有

聖武天皇

文武帝天子人王四十五代帝也元亨釋書
十七ニ出タリ

朗弁僧正

聖武帝御代人元亨釋書有

光明皇后

聖武帝皇后天平寶字四年崩
元亨釋書十八有

中將姫

聖武帝天平十九年生寶亀六年卒

弘法大師

延暦廿三年七月入唐五十一代平城天皇大同元年皈朝五十二代嵯峨帝之時殿門額書之梵書一ミ傳有

嵯峨天皇

五十二代帝王

橘逸勢

但馬守　諸兄公廿八代孫大系圖十二ニ有
号敷松殿　家姉小路北白河

敏行

從四位下左近中將受中陰之地獄蘇生ノ後切經ヲ書ス　五十九代宇多天皇ノ時勃海國ヨリノ勅書ヲ書ス
大系圖十二ニアリ

美材

小野氏　敏達天皇十代孫六十代醍醐帝ノ屏風ヲ書ス大系圖十二ニ有

聖廟

北野天満宮也　天徳日命五代是善卿子
六十代醍醐帝ノ時薨也延喜三年十月四日薨ス

道風

敏達天皇九代孫宇多天皇寛平四年ニ生ル
醍醐帝延喜七年　三十六歳ニテ　聖賢ノ之
障子ヲ書六十一代村上帝　康保元年七十ニテ卒ス

佐理

関白忠平公ノ孫六十代醍醐帝延喜廿二年生ル
六十四代圓融帝天元元年新造ノ額ヲ書ス

行成

系圖日本朝入木相承ノ大祖權大納言世尊寺之
祖圓融院天祿二年生ル六十八代後一条院萬壽
四年五十六ニテ卒ス

法性寺入道

御堂関白六十代従一位太政大臣忠道公ナリ

後白河院

七十七代ノ帝ナリ

後京極摂政

後法性寺入道関白兼実公ノ一男良経公ナリ
忠道公ノ孫

弘誓院入道

大納言教家卿ナリ兼実公ノ二男能書
歌人ナリ

伏見院

九十一代帝王

称念院関白

鷹司祖太政大臣家実公ノ男太政大臣
兼平公ナリ

定頼

四條大納言公任ノ男權中納言正二位萬壽
二年 遁世

行忠

世尊寺家行成ヨリ十三代尊円王ノ時ノ
人ナリ

尊圓一品王

九十一代 伏見院第七ノ宮永仁六年生九十六代
後醍醐帝 延文元九月廿三日寂天台座主始依
為天台山 無動寺 大乗院住侶号
大乗院宮後青蓮院贈一品御俗名 守彦亦
天王寺ノ別當 慈源大僧正御弟子也
傳曰因勅許日本曰称臨池入木ノ中興

尊道法親王

後伏見院第十一皇子号十楽院宮一品
親王應永十年七月五日寂

尊應准三后

一條殿攝政後福照院持基公男号後十楽院
准三后永正十一年正月四日寂

尊鎮法親王

後柏原院第三皇子号
桂蓮院宮二品親王天文九年九月十三日寂

尊朝法親王

尊純法親王

尊證法親王

正親院御猶子實敦親王男
号龍池院宮二品親王ナリ 慶長二年二月十二日寂
青蓮院御代々ノ中ニテ御名高
御書風頗ル異ナリ

後陽成院御猶子号円智院二品親王承應
五月廿六日寂

後水尾院第三皇子号後
桂蓮院二品親王寛文五乙巳二月受法灌頂
元禄七甲戌十月十五日寂